

原規規発第 2211294 号  
令和 4 年 1 月 29 日

原子炉安全専門審査会会长 殿

原子力規制委員会  
( 公印省略 )

原子炉安全専門審査会への指示について（通知）

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 14 条の規定に基づく指示について、別紙のとおり通知します。なお、6. は核燃料安全専門審査会への指示であるため、原子炉安全専門審査会の調査審議事項としません。

## 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 調査審議事項

令和4年11月22日  
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）に基づき設置された原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会について、同法第14条及び第18条に基づき、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、以下の調査審議事項を指示する。

### 記

1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 令和2（2020）年1月に実施された I R R S（I A E A の総合規制評価サービス）のフォローアップミッションの結論（輸送に係る結論を含む）を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。
3. 令和2（2020）年4月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について、制度のあり方や運用の見直しについて助言を行うこと。まず、現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告すること。

5. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。  
(原子炉安全専門審査会への指示)
6. 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。  
(核燃料安全専門審査会への指示)
7. 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
8. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。